

日本の農業・地域社会における 農協の役割と将来展望(上)

最近の農協批判に込えて

〔要 旨〕

最近、農協の存在そのものを否定するかのとき農協批判が提起されている。批判内容は、農協が零細兼業農家を温存し農業の構造改革を阻害している、農協は行政の下請け機関である、信用・共済事業を分離し農業関連事業に特化すべきである、組合運営に少数の主業農家の声が反映されない、等である。そこで、本稿では、農協が果たしてきた役割を再確認・評価・反省し、今後に向けた課題を整理していくこととした。今月と来月、「上」と「下」の2回に分け論じる。以下は「上」の要旨である。

- 1 日本の農業構造は、畜産・酪農や北海道では規模拡大が進んだが、稲作は依然零細である。農林水産省は、農業基本法を経て、農地法改正、農用地利用増進法等により農地流動化等の構造政策を進めてきたが、稲作の零細性は克服されていない。
稲作の零細性は、日本をはじめとするアジアの農業が、伝統的に水田を中心とした零細な家族経営により営まれてきたという歴史的要因と、国土が狭隘で平坦地が乏しいという地理的要因によるものであり、条件の異なる新大陸との経営規模の格差は簡単には埋めることができない。また稲作の零細性の経済的要因として、農家の農地に対する意識、機械化による作業軽減、兼業機会の増加、不十分な年金収入、等が挙げられる。
今後、農業機械の更新期到来や農業従事者の世代交代に伴って農家戸数の減少と規模拡大が進むであろうが、その速度は緩やかなものにとどまらざるをえず、稲作の大部分が兼業農家によって担われる構造は今後も続く見込みである。農協系統は、地域のなかで土地利用調整や農業経営に対する総合的サービスを行うことができる唯一の組織として、こうした農業構造の変化に対応して組織・事業を改革していく必要がある。
- 2 農協は、戦後多数創出された零細な自作農を組織化するため、民主的な組織を目指し設立され、農業復興と食糧配給の上で大きな役割を担った。1950年代後半からの高度成長期には農協は営農団地を形成すること等によって、地域における農家の経営資源の再編成を進め、国内の農業生産の拡大に貢献した。また、兼業化・農外就業等による農家所得の向上においても、農協の総合的取組みが大きく寄与した。
農協は、70年代に入り、生産調整の開始もあり地域営農集団の育成や地域農業振興計画の策定等地域の実状に合わせた農業生産体制の構築に乗り出し、国内の農産物需給の安定化に貢献した。さらに、高齢化や後継者不足が深刻化する90年代からは、農地の担い手への集積に本格的に取り組んできた。
21世紀に入った現段階では、昭和一けた世代のリタイアという日本農業の大きな構造変化が進むなか、農協は集落営農を含む担い手法人の育成、さらには、そうした担い手がない地域では農協自身の出資による農業法人設立も含めた対応が進められている。
今後零細な農地所有世帯は明らかに農地の出し手になるとみられ、そうした構成員の変化に応じて農協は積極的に自身の持つ農地利用調整機能を発揮していく必要がある。

目次

はじめに

1 農業構造の現状と改革のあり方

- (1) はじめに
- (2) 農業構造の現状
- (3) 農業構造の形成過程
- (4) 稲作農業の零細性の要因
- (5) 農業構造の展望と課題

2 農業構造問題と農協の役割

- (1) 農協の設立と食糧難克服
- (2) 高度成長，農業基本法農政と農協

- (3) 安定低成長下で地域の多様性の重視へ向かった農協
- (4) ガット交渉等農業環境激変下での農協の対応
- (5) 農業構造変化に主体的対応が求められる農協
- (6) 農協の果たしてきた役割と今後の展望

<以下次号掲載>

- 3 農協の総合事業とその役割
- 4 農協の組合員制度と組合運営
- 5 農協の今後のあり方を展望するにあたって
おわりに

はじめに

(1) 農協の存在を否定する農協批判の出現
わが国の食料を巡る問題は，国家としての最重要課題であるのみならず，国民にとっても最も日常的で関心の高いテーマである。農業・農村についても食料生産機能はもとより環境等多面的機能が一層重要視されるなかであって，国民の関心も高まり，そのあり方を巡る議論が活発化してきている。そして，こうした議論に関連して，わが国の食料・農業・農村と常に歩みを共にし，最も深く関与してきた農協のあり方についても，一体的な重要課題として併せて論じられてきた。

こうした農協のあり方や課題・改革方向については，農協系統内はもとより，学者，役所，マスコミなど多方面から様々な議論・提言が展開されてきたが，その多くが協同組合としての農協の機能・存在の重要性を認めた上で，より良くしていくためにはどうあるべきかという議論が中心であった。しかしながら最近，主として農業生産

構造の観点から，農協の存在そのものを否定するかのごとき論調の農協批判が，ごく一部からではあるが提起されてきた。

その発端とも言うべき論調は，いわゆる小泉構造改革の議論における，2002年11月の経済財政諮問会議と同年12月の総合規制改革会議（現在の規制改革・民間開放推進会議。以下「規制改革会議」という）の農協改革論である。そこでは，農業が零細な生産構造から脱却できない一因が農協にあるとされ，また信用・共済事業分理論も提言された。直近05年12月の規制改革会議第2次答申では，部門別損益開示の促進等経済事業改革の推進など，議論にも相応の落ち着きが出てきているが，今後とも予断を許さない情勢にある。

また，同会議にも専門委員として参画していた神門善久明治学院大学教授は，「『農協すなわちJA』の呪縛に終止符を」（『農業と経済』03年8月号）において，農協を市場原理に抗して伝統的農村を維持するための組織として批判し，非JA型の農協の設立・展開を主張した。

さらには，山下一仁氏（経済産業研究所

上席研究員)は、「農協の解体的改革を」(05年6月7日付日本経済新聞・経済教室)において、農協が農業の構造改革の阻害要因になっている等として批判し、米主業農家による専門農協の設立等を提言した。

(2) 農協批判の内容

これら農協批判は、いずれも小泉構造改革なり担い手に特化していく農政転換の流れのなかで出てきたものと考えられるが、その論旨と論理構成は極めて類似しており、主張は次の4点に集約される。

農業の構造改革のあり方

- ・農業の構造改革のためには、非効率な零細兼業農家を温存するのではなく、主業農家を育成し規模拡大・コストダウンを図るべきであり、農業政策も主業農家に限定すべきである。
- ・市場経済の競争メカニズムが機能すれば、大規模農家が席卷し、日本農業は飛躍的に強化される。
- ・このためには、米価を下げることにより、兼業農家から主業農家への農地貸し出しが促進するよう支援すればよい。

農協の農政活動と行政との関係

- ・農協は、上記の農業の構造改革に一貫して反対し、米価引上げにより零細兼業農家の温存を図り、併せて自らの事業拡大を図ってきた。
- ・農業会の衣替えとして出発した農協は、行政の下請け機関、上意下達の組織となり、農林行政・政治家との橋渡し役を担い、崩壊しつつある伝統的農村集落構造を保護し、

票田の維持に努めているに過ぎない。

- ・行政も、農協を通じた行政運営を検証し、適正化を図るべきである。

農協の総合事業性

- ・農協は、信用・共済事業の黒字で経済事業の赤字を補填しており、これが経営を不透明性にするとともに、安価な生産資材の提供による零細農家の温存にもつながっている。農協は少なくとも部門別損益を明確にし、ひいては、主業農家の声を反映させるためにも、信用・共済事業を分離し農業関連事業に純化させるべきである。
- ・いっそのこと、米主業農家による専門農協なり非農協型農協を設立してはどうか。
- ・また、農協の独占的地位が、新規参入を抑制し零細な生産構造から脱却できない一因となっており、競争原理の導入による改革を図るべきである。

農協の組合員制度と組合運営

- ・農協は全農家が半強制的に参加しかつ一人一票制であるため、農協運営には多数を占める兼業農家の声が反映され、少数の主業農家の声が反映されない。一人一票制は、農家の規模が均一で同質的であった時代には合理性があったが、今日では機能不全を起し、企業的農家の育成を阻んでいる。
- ・なお、脱農した非農家が正組合員のまま残っているのは農協法違反である。
- ・また、量的規制を受けている員外利用率が実質的にチェックされていない。
- ・さらには、増加している准組合員には総会決議への参加権がない一方、農協が准組合員向けの事業を拡大することが正組合員の

メリット最大化につながらない可能性がある等、准組合員制度の適切な運用措置を検討すべきである。

当然ながら、以上4点の主張は相互に関連しており、零細兼業農家の存在を全面否定し主業農家の規模拡大至上主義による農業構造改革論を原点に据え、農協をこの構造改革に反対し零細兼業農家を温存する組織としてその存在を否定し、農協の総合事業制や一人一票制・准組合員制も構造改革を阻害する要因であるとして批判する、という論理構成となっている。

(3) 農協批判が意味するものと本稿の趣旨

以上の農協批判に対しては、すでに数名の学者や農協関係者から反論がなされており、批判内容についてその認識の誤認・曲解等を指摘し、ほぼ全面的な否定的見解が展開されている。また、学者のなかには、これら農協批判は為にする議論であり、反論に値しないとする向きも多い。しかしながら、今日において、こうした農協批判が提起され、一部からではあるが賛意を得ている意味合いは、批判論の個別主張内容そのものよりも、それが取り上げているテーマにあると考えられる。

すなわち、農協の存在意義そのものを基本的テーマとし、機能論としては、(巨大化した)農協系統が本当にわが国の食料供給に貢献しているのか、あるいは阻害しているのか(これまではどうであり、これからはどうなのか)という根源的な問題が提起されている訳である。また、組織論として

は、農協の実態が協同組合としての基本的性格に照らして適切か、さらに突き詰めて言うならば、そうした機能を担っていくのに協同組合という組織形態が適切なのか、ということも含まれている。

こうしたことから、当農林中金総合研究所では、本(06)年秋にJA全国大会が開催されることも踏まえ、内部にプロジェクトチームを編成し、こうした農協批判に対し応えていくこととした。

まずは、農協批判の内容を客観的・歴史的に事実関係に則して検証し、反論すべきは反論していく。しかし、単なる反論にとどまることなく、批判が提起している根源的な問題について真摯に検討し、農協が果たしてきた役割を再確認・評価・反省し、今後に向けた課題を整理していくことを、基本的な目的とした。

本稿は、誌面の都合もあり、今(6)月号と来(7)月号の2回に分けて掲載する。今月号では、稲作を中心とした農業構造の零細性の要因を分析し、農協が農業構造問題にどうかかわってきたのかを検証する。

来月号では、農協の総合事業が農業・地域社会において果たしてきた役割と有効性を検証するとともに、農協の組合員制度と組合運営のあり方について検討する。併せて、今後の協同組合としての農協のあり方を検討・議論していくうえでの参考に供する観点から、農協を巡るこれまでの主な議論と、欧州における協同組合の位置付けや新しい動きを紹介し、最後に農協批判への見解と農協が目指す方向について述べる。

1 農業構造の現状と 改革のあり方

(1) はじめに

日本農業の構造改革論議の問題点

日本農業は、その地理的条件や歴史的経緯から伝統的に零細な家族経営によって営まれてきた。しかし、日本経済の国際化のなかで日本農業の体質強化、構造改革が大きな課題になっており、農政も07年度から選別的な新しい経営所得安定対策を導入するなど中核的な担い手に農地の集積を進めようとしている。

こうしたなかで、日本農業の構造改革の遅れが指摘され、農協組織が日本農業の構造改革を阻害しているとの批判が一部にあるが、これらの主張は次のような問題点を持っていると考えられる。

農業構造を経営土地面積の規模のみでとらえており、農業経営の内容、あり方まで議論が及んでいない。

水田農業、稲作のみが念頭にあり、畜産・酪農、野菜など農業の他部門や地域による差異についての検討が不十分である。

これまで稲作においても構造改革の努力が続けられ、一部に大規模稲作経営が生まれている。また、農協も受託組織の育成や土地利用調整等に取り組んできたが、こうした取組みについての評価が欠けている。

稲作の零細性が維持されてきたのは、日本の狭隘な国土という地理的要因や、農

地価格の高騰、不十分な年金水準等の経済的要因のためであるが、こうした要因についての分析が行われていない。

今後、農家戸数の減少に伴って農業構造の変化が進むことが予想されるものの、今後も零細な兼業農家が多く残る見込みであり、これらの兼業農家の位置付けが不十分である。

農業の構造改革の進め方について、行政主導で上から強力に進めるべきとの主張や、規制をなくし市場原理によるべきとの主張があるが、こうした主張は農家の内発的発展、創意工夫についての配慮が不足している。

以下では、以上のような観点を踏まえ、日本の農業構造の現状について稲作を中心に概観し、今後の農業構造のあり方と課題について検討してみたい。

(2) 農業構造の現状

a 「農業構造」とは何か

日本の農業構造について検討する前に、そもそも「農業構造」とは何かを確認しておきたい。

農業経営において生産要素（土地、労働、資本）をどう組み合わせ、どのような作物を生産するかはそれぞれの農業経営体が決定しているが、その国（地域）の農業が全体としてどのような形態・規模の経営体によってどのように営まれるかは、その国の地理的・歴史的・経済的条件によって大きく規定される。そして、その全体としての農業生産・農業経営の規模・形態の構成の

ことを「農業構造」と呼んでいる。

農業にとって最大の生産手段は土地であるため、一般には農業構造は経営土地面積の規模の構成（及びその所有・貸借関係）のことを指すことが多いが、畜産や施設園芸などは飼養頭数や販売金額をもって農業構造が論じられることもある。また、複合経営や協業経営、生産組織のあり方、あるいは作付体系、農業経営の集約度なども農業構造の一つの側面であり、農業構造を考える場合には、単なる経営面積だけではなく、農業経営の内部構造も含めて総合的にとらえる必要がある。

「構造政策」「構造改革」「構造改善」とは、こうした農業構造を政策的に望ましい方向へ誘導していくことであり、農業基本法（旧）では、「農業構造の改善」を「農業経営の規模拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化」（第2条）としていた。

b 農家・農業労働力・耕地面積の減少と構造変化

まず、日本農業の全体的な構造について概観する。

農家戸数は、戦前においては550万戸程度で安定的に推移しており、農地改革直後には600万戸を超えたが、その後、経済成長の過程で離農が進み、80年には466万戸、05年では284万戸（うち販売農家195万戸、自給的農家89万戸）に減少している（第1-1表）。

第1-1表 農家戸数、農業就業人口等の推移

（単位 万戸、万人、万ha、ha/戸、%）

	60年	80	00	05	05/00
農家戸数	606	466	312	284	9.0
農家人口	3,441	2,137	1,047	833	20.5
うち60歳以上	8.2	15.6	35.1	38.1	[3.0]
1戸当たり世帯員数	5.7	4.6	4.5	4.3	[0.2]
農業従事者	1,767	1,254	686	553	19.4
うち60歳以上	15.5	23.9	43.6	47.1	[3.5]
農業就業人口	1,454	697	389	334	14.2
うち60歳以上	17.5	35.8	65.9	69.0	[3.1]
耕地面積	607	546	483	469	2.9
1戸当たり面積	1.00	1.17	1.55	1.65	6.5
耕地利用率	133.9	104.5	94.5	92.1	[2.4]

資料 農林水産省「農業センサス」「耕地及び作付面積統計」

(注)1 農業従事者：年間に少しでも農業に従事した世帯員。

2 農業就業人口：農業従事日数のほうが他の仕事日数より多い世帯員。

3 00年、05年の農家人口、農業従事者、農業就業人口は販売農家のみ（00年234万戸、05年195万戸）。

4 05年の耕地利用率は04年の統計。

5 05/00の[]はポイント差。

60年の農家人口（農家の世帯員数）は3,441万人であり、当時の日本の総人口（9,430万人）の36%を占めていたが、05年には833万人（販売農家のみ）に減少し、しかもそのうち60歳以上の割合が4割近くを占めている。農業就業人口、農業従事者も減少しており、60歳以上の割合は農業就業人口では69.0%を占め、農業従事者では47.1%になっている。

耕地面積も、農地転用、耕作放棄のため469万ha（05年）に減少しており（60年に比べて22.7%）、裏作の減少、生産調整拡大により耕地利用率は92.1%に低下している。

1戸当たりの耕地面積は、05年において1.65haであり、徐々に増大を続けているものの、そのテンポは遅い。ただし、北海道では1戸当たり19.78haに達しており、80年に比べて2倍になっている。また、経営規

模別にみると、小規模農家の減少が進むなかで、都府県では5.0ha以上、北海道では30ha以上の経営体数が増加している。

このように、土地利用型農業を中心に日本農業の零細性は現在も続いているものの、農家戸数が減少するなかで徐々にではあるが農業経営の規模拡大が進んでいる。

c 部門によって異なる農業構造

「日本農業の構造問題」という場合、水田農業を念頭に置いて論じられることが多いが、農業構造は部門・地域によって異なっている。ここでは、(a)稲作、(b)畜産・酪農、(c)野菜・果樹の3つの部門についてその構造をみてみたい。

(a) 零細農家が大部分を占める稲作

稲作農家戸数は、60年には527万戸あったが、04年には205万戸に減少している。稲の作付面積は、米消費量減少と単収増大によって生産調整面積が拡大したため、04年には170万haとなっており、60年(331万ha)に比べてほぼ半減している。

1戸当たり稲作付面積は、04年において0.83haになっており、60年に比べて3割増加しているものの、稲作農家のうち0.5ha未満が約6割、1.0ha未満が8割以上を占めており、日本の稲作農家の大部分は零細なままである(第1-2表)。

ただし、農家戸数で6.3%に過ぎない2.0ha以上の農家が作付面積では34.6%を

第1-2表 稲作付面積規模別農家戸数

(単位 千戸、%)

	84年	94	04	構成比	94/84	04/94
0.5ha未満	2,020	1,603	1,198	58.4	20.6	25.3
0.5~1.0	860	679	475	23.1	21.0	30.0
1.0~1.5	306	256	170	8.3	16.3	33.6
1.5~2.0	134	119	79	3.8	11.2	33.6
2.0~5.0	141	148	104	5.0	4.5	30.0
5.0~10.0	13	22	20	1.0	69.1	7.3
10.0以上	0.5	5	6	0.3	965.8	23.3
計	3,475	2,832	2,052	100.0	18.5	27.5

資料 農林水産省「米麦の出荷等に関する基本調査」

占めており、また稲作農家戸数全体が減少するなかで10ha以上の農家は増加するなど、一部に大規模な経営体や受託組織が形成されてきている。

(b) 急速な戸数減少と規模拡大が進んだ

畜産・酪農

戦後、所得増加に伴う消費量増大に支えられ、畜産・酪農部門は大きく成長した。

第1-3表 家畜飼養の動向

	単位	60年	80	00	04	
乳用牛	戸数	千戸	410	115	34	29
	頭数	万頭	82	209	176	169
	1戸当たり	頭	2	18	53	59
肉用牛	戸数	千戸	2,032	364	117	94
	頭数	万頭	234	216	282	279
	1戸当たり	頭	1	6	24	30
豚	戸数	千戸	799	141	12	9
	頭数	万頭	192	1,000	981	973
	1戸当たり	頭	2	71	838	1,095
採卵鶏	戸数	千戸	3,839	218	5.3	4.3
	羽数	万羽	5,463	16,547	18,738	17,876
	1戸当たり	千羽	12羽	0.6	28.7	33.5
ブロイラー	戸数	千戸	-	9	3.1	2.8
	羽数	万羽	-	12,844	10,841	10,495
	1戸当たり	千羽	-	14.2	28.7	37.8

資料 農林水産省「畜産統計」
(注) 採卵鶏「1戸当たり」は成鶏めす飼養羽数。

この間、畜産・酪農経営は、戸数の減少と1戸当たりの規模拡大が進み、乳用牛の1戸当たり飼養頭数は59頭とEU並みになっており、養豚も1戸当たり1,000頭を超えている。また、採卵鶏やブロイラーでは、大規模な企業的経営体の割合が高くなっている(注1-1) (第1-3表)。

日本農業というと稲作、水田農業を中心に論じられることが多いが、畜産・酪農部門においては大きな構造変化が進み、生産性が著しく向上したことを理解する必要がある。

(c) 施設化・高品質化を進めた野菜・果樹部門

農家の兼業化が進展するなかで野菜栽培農家は減少し、05年において販売目的の野菜生産農家は51万戸(うち露地44万戸)になっている(販売農家の26.3%)。05年の野菜販売農家戸数(露地)を00年と比べると、輸入増大と高齢化によって2.2%減少しているが、そのなかで0.2ha未満の野菜販売農家は増加している(注1-2) (第1-4表)。野菜産出額がすべて野菜販売農家によるものと仮定すると、野菜販売農家の1戸当たりの生産額は約420万円になっている。

第1-4表 野菜の生産農家戸数(露地)
—— 作付面積規模別 ——

(単位 千戸, %)

	00年	05	05/00
0.1ha未満	104	124	18.9
0.1~0.2	99	109	9.7
0.2~0.3	59	50	15.3
0.3~0.5	63	52	17.3
0.5~1.0	59	48	18.3
1.0ha以上	63	55	13.2
戸数計	447	437	2.2

資料 農林水産省「農業センサス」
(注) 販売目的(販売農家)

第1-5表 果実の栽培農家戸数
—— 栽培面積規模別 ——

(単位 千戸, %)

	00年	05	05/00
0.1ha未満	32	29	9.7
0.1~0.3	99	86	13.6
0.3~0.5	68	55	18.5
0.5~1.0	75	64	15.1
1.0~1.5	29	26	11.7
1.5~2.0	13	13	3.8
2.0ha以上	15	18	18.0
戸数計	331	289	12.6

資料(注)とも第1-4表に同じ

果実栽培農家は、70年には92万戸あったが、みかん農家戸数が大きく減少したため、05年では29万戸になっている(販売農家の14.8%) (第1-5表)。1戸当たりの栽培面積は0.87ha(05年)で70年に比べ1.9倍に拡大しており、1戸当たりの平均生産額は約270万円である。

このように、野菜・果樹部門は、少ない土地を有効に活用し、施設園芸の導入や高品質化等の努力を行うことによって一定の販売額を確保しているといえよう。

(注1-1) ただし、こうした畜産・酪農部門の発展は、貿易自由化によって米国等から大量に輸入された穀物(トウモロコシ、小麦等)を飼料にしているの発展であり、糞尿処理問題を引き起こすなど、生産性を最優先にした結果、現在の畜産・酪農は健全な姿とは必ずしも言えなくなっている。環境、飼料基盤、動物福祉という観点から畜産・酪農経営の適正規模や家畜の飼育方法を再検討すべき時期にきていると思われる。

(注1-2) 小規模な野菜販売農家が増加しているのは、近年拡大しているJA等によるファーマーズマーケットへ出荷する農家が増加したためであると推測される。

(3) 農業構造の形成過程

次に、こうした農業構造がどのような過程を経て形成されたのかを簡単にたどってみたい。

a 戦後農業の出発点としての農地改革

現在の農業構造問題を考えるためには、戦後農業の出発点となった農地改革までさかのぼる必要がある。

日本では、明治維新後の地租改正によって土地所有権が確定されたが、その後の資本主義の発展のなかで没落する農民が現れ、土地を売却して小作農となる者も多かった。そして、1920年代には地主と小作の対立（小作争議）が大きな社会問題に発展し、政府が小作権保護、自作農創設などの対策に乗り出したが、この小作問題を最終的に解決したのは戦後の農地改革であった。

終戦後日本を統治したGHQは、日本の軍国主義の温床が封建的な農業・農村制度にあるとし、1946年から49年までの間にGHQの指導のもと徹底的な農地改革が行われた。農地改革の結果、地主制は解体し、40年に45.8%を占めていた小作地は55年には9.0%に激減して農家のほとんどは平均1ha程度の自作農になった（第1-6表）。

第1-6表 日本農業の戦前と戦後

(単位 万戸, 万ha, %, ha/戸)

		1910年		40		55	
		構成比		構成比		構成比	
農家戸数	自作農	178	32.8	165	30.5	420	69.5
	自小作農	214	39.5	229	42.4	159	26.3
	小作農	150	27.7	146	27.1	24	4.0
	計	542	100.0	539	100.0	604	100.0
農地	自作地	307	54.3	326	54.2	472	91.0
	小作地	258	45.7	276	45.8	47	9.0
	計	565	100.0	602	100.0	518	100.0
1戸当たり面積		1.04		1.12		0.86	

資料 農政調査委員会編「日本農業基礎統計」

農地改革の成果を恒久的にしようとしたのが52年に制定された農地法であり、農地法は自作農主義を掲げ、地主による小作地の所有を制限した。農地改革は農村民主化の基礎的条件を作り出し、また、農地改革によって農村の貧困が改善したことが、国内市場を拡大し、後の高度経済成長を可能にしたと評価することができよう。

b 高度経済成長と農業・農家の変貌

(a) 高度経済成長と農業基本法

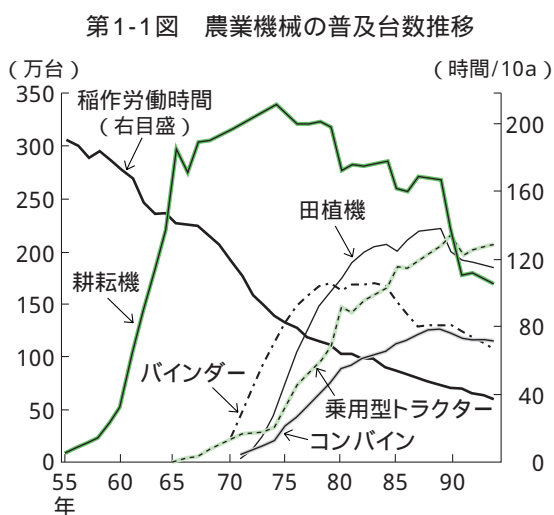
日本経済は55年頃から高度経済成長の時代に入ったが、高度経済成長に対応した農業政策の方針を示したのが61年に制定された農業基本法であった。当時、日本経済の発展に伴って農業者と一般勤労者の所得格差が広がり、また農村からの労働力流出が見込まれたため、農業基本法はそれに対応して、農業構造の改善、農業機械化、畜産・園芸部門の育成（選択的拡大）を目標に掲げ、それを推進するための補助金と制度資金が設けられた。

高度経済成長と農業基本法に基づく農政（基本法農政）によって、日本の農業・農村・農家は大きく変化した。その主なものは、農業機械化、畜産・酪農の発展、野菜・果樹部門の発展、麦・いも類・養蚕の衰退、農家の兼業化の進展、化学肥料・農薬の使用量増大、農業基盤整備の進展、国民の食生活の変化、食品産業の発展、である。

(b) 農業機械化の進展

日本における本格的な農業機械化は50年代後半から始まり、60年代に耕耘機、70年代に収穫機、田植機、乗用型トラクターが普及し、70年代後半には、稲作の機械化体系が完成した。

農業機械化によって日本農業の労働生産性は大きく向上し、稲作の平均労働時間(10aあたり)は、55年では190時間であったが、80年には64時間、00年には34時間に減少した(第1-1図)。



出典 新農林社『農業機械年鑑』から筆者作成
資料 農林水産省「米生産費調査」ほか

(c) 農外所得の増大と兼業化の進展

戦後の経済成長の過程で、政府は農村工業の振興、公共事業による地方振興を財政的・法制的に支援し、また交通手段の発達もあり、農家世帯員の兼業機会が増大した。その結果、農家の農外所得が増大し、農家所得に占める農業所得の割合は、60年には55.0%であったが、80年には17.0%に低下した。

また、兼業農家が増大し、専業農家の割合は60年の50.0%から80年には13.4%に低下し、80年には第2種兼業農家の割合が65.1%になった。こうして日本農業の多くの部分は兼業農家によって担われるようになった。

c 構造政策の展開

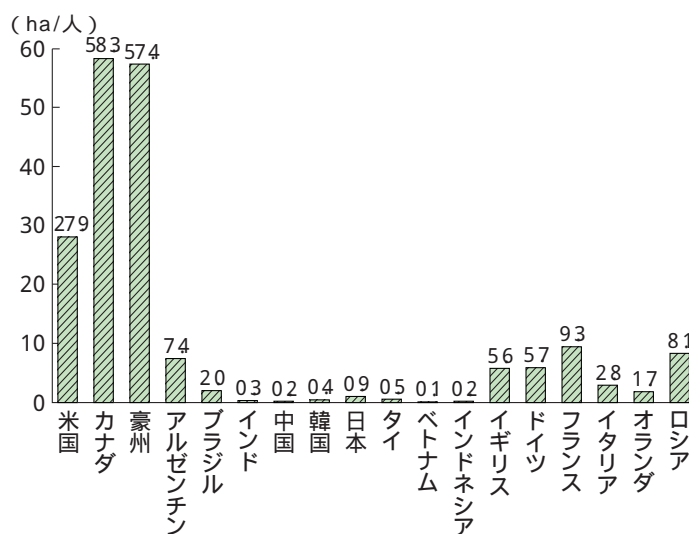
政府(農林水産省)は、農業基本法以来、日本農業の生産性向上を目指して構造政策を進めてきたが、稲作を中心とする政策の展開は以下の通りである。

農業機械化による経営規模間の生産性格差拡大に対応し、政府は70年に農地法を改正し、小作地の所有制限緩和と農地所有の上限面積廃止等を行って農地の流動化を促した。さらに、集団化による農地の有効利用を目的に、75年から農振法に基づいて農用地利用増進事業が開始されたが、80年には農用地利用増進法を制定し、農地保有合理化法人による農地の利用権設定を促進する仕組みを作った。

80年代後半以降の円高の進行に伴う内外価格差の拡大に対応して、農林水産省は92年に「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」(新政策)を発表し、他産業並みの生涯所得と労働時間を実現しようとするような効率的・安定的な経営体を育成するとして、将来の農業構造の姿を大胆に示した。これを受けて93年に農業経営基盤強化促進法を制定し、「認定農業者制度」を創設した。その後、99年にそれまでの農業基本法に代わり「食料・農業・農村基本法」を制定し

たが、この新基本法には「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」(第21条)という条文が盛り込まれ、これを受けて04年度から選別的な米政策改革が実施され、さらに、07年度から選別的な新たな経営所得安定対策が導入されることになっている。

第1-2図 主要国の農業従事者一人当たり耕地面積



資料：FAO統計より計算(2000年)

(4) 稲作農業の零細性の要因

このように構造政策が実施さ

れ、畜産・酪農や北海道では既にある程度の規模拡大が進んだものの、稲作については零細性が維持されてきた。稲作の零細性の要因として考えられるのは以下の通りである。

a 風土的・地理的要因

日本が属するアジア地域では、伝統的に零細な家族経営により水田を中心とする自給的農業が営まれてきたが、これは移住者が森林・荒野を切り開いて販売・輸出をするために農業を行ってきた新大陸とは根本的に異なるところである。こうした農業形態の違いは経営面積に現れており、農業従事者一人当たりの耕地面積は、日本は0.9haであり、中国(0.2ha)、韓国(0.4ha)、インド(0.3ha)など他のアジア諸国と同様に零細であるが、米国は27.9ha、カナダは58.3ha、豪州は57.4haであり、アジア諸国と大きな格差がある(第1-2図)。こうした

経営規模の差は歴史的に形成されたものであり、簡単には埋めることができないものである。
(注1-3)

さらに、日本農業の零細性の一つの要因として、日本の国土条件が指摘できる。日本は、人口が多い上に国土の7割近くが森林で覆われており、平坦な耕地に乏しい。また、日本をはじめとするアジア地域には豊富な労働力があつたため、限られた土地に多くの労働力を投入する労働集約的な農法が続けられ、稲作においては水の管理や農作業が共同体を中心に営まれてきた。

こうした風土的・地理的視点が日本農業、特に稲作を考える上で重要であり、日本農業のアジア的特質を抜きに新大陸型の農業との経営規模の格差を論ずるのは誤りである。

b 経済的要因

こうした風土的・地理的要因以外に、稲

作において経営規模の拡大が進まなかった経済的要因として、以下のことが指摘できる。

農地価格の上昇

経済成長の過程で農地の宅地・工業用地等への転用が進んだ結果、農地価格が農業の収益還元価格を上回る水準になり、農地の流動化が進まなかった。

農家の農地に対する意識

農地改革で農地の所有権を得た農家は農地を所有し続けたいという意向が強くあり、戦前からの自作農にしても、先祖伝来の農業を自分の代で終わらせてはならないとの使命感があった。

農業機械化による作業軽減

農業機械化によって稲作の労働生産性が大きく向上し労働時間が減少したため、小規模の稲作は夫の休日労働で可能になり、日常的な管理は妻や高齢者が担うという構造になった。

兼業機会の増加

農家の兼業機会が増大したため、農家は稲作の機械化によって軽減された労働力を他産業に振り向け、離農することなく小規模な稲作を継続した。

食管制度と米価政策

食管制度のもと生産者米価は生産費所得補償方式によって価格が一定水準に保たれ、稲作による所得が安定していたため、小規模農家も稲作を継続した。

一律の生産調整方法

米の生産調整は、国が全国の面積を示し、都道府県、市町村、集落、農家と下ろして

いくという方法であり、その方法は中央集権的で全国一律、全農家一律であったため、稲作農家の規模拡大意欲を削いだという面があった。

不十分な年金収入

農村の高齢者はわずかな年金で生活しており、稲作をやめれば自家消費のための米も購入しなければならなくなるため、たとえ他産業並みの所得が得られなくとも、わずかでも所得が得られる限り農家は稲作を継続してきた。

零細分散錯圃

日本の農地は個々の圃場が零細で分散しているという特徴があり、機械化が進んでも圃場間の機械の移動等に時間がかかるため、稲作の経営規模拡大には限界があった。

c 低水準の稲作所得と規模拡大の限界

稲作の零細性の経済的要因を、米の生産費との関係でもう少し詳しくみてみよう。

60kg当たりの米生産費（04年産平均、自己資本利子・自作地地代を含めず）は14,447円であり、生産費は米販売価格（13,753円）を上回っている。しかし、米販売価格は物財費（8,945円）よりは高いため、農家は稲作によって60kg当たり平均4,276円の所得（助成金を含む）が得られる。

規模別にみると、規模が大きくなるほど機械費用、委託費が低下するため生産費が減少し稲作所得は増加するが、日本の稲作農家の6割を占める0.5ha未満の農家の稲作所得は1日当たりで1,223円に過ぎず、

第1-7表 稲作の所得と労働時間(2004年産)

稲作付面積	60kg 当たり 生産費	10a 当たり 所得	所得額	10a当 たり労働 時間	労働 時間
s	-	m	s×m	w	s×w
ha	円/60kg	円/10a	万円	時間/10a	時間
0.3	20,740	7,059	2	49	147
0.5	17,169	26,751	13	38	189
1.0	14,333	42,484	42	31	312
2.0	12,336	47,856	96	26	528
5.0	10,893	40,623	203	19	935
10.0	10,592	30,452	305	17	1,720
15.0	10,618	47,361	710	16	2,415

資料 農林水産省「米生産費統計」より計算

(注)1 生産費は支払利子・地代算入生産費(自己資本利子・自作地代を含めず)。

2 所得額は稲作所得基盤確保対策等を加えた額。

最低賃金や農村臨時雇賃金も下回っている。稲作所得は0.5haで13万円、1.0haで42万円であり(第1-7表)、稲作だけで生活費をまかなうのは難しく、ほとんどの農家は兼業収入に多く依存しているのが現状である。稲作所得は、10haで305万円、15haでようやく710万円になるが、作付面積10ha以上の経営体は全国で6千戸(うち7割が北海道と大潟村)に過ぎない。

日本の水田は耕地が分散しているため経営規模拡大によるコスト削減には限度があり、15haを超えると生産費が低下しなくなる。さらに、稲作労働は季節的に偏りがあり、稲作だけで農家が十分な所得を得るのは難しく、農業で十分な所得を得るためには他の作物や畜産と組み合わせた複合経営が必要であるが、輸入増大のなかで他の品目の収益性も悪化している。こうした低水準の稲作所得では、稲作農家の規模拡大意欲は強くなく、その結果、日本の稲作は高齢者中心の零細農家によって多くが担われるという構造になった。

こうした稲作の生産費の構造は、市場原理のみに任せては稲作の構造改革がうまく進まないことを示している。

(注1-3) 欧州の農業も、伝統的な農業が営まれてきたという点ではアジアの農業と共通するが、欧州の農業は畜産・酪農が重要な位置を占めており、その点で水田稲作中心のアジア地域とは異なっている。畜産のためには草地が必要であり、欧州では畑作の連作障害を回避するため休耕を組み入れた三圃制農業が営まれてきた。一般には畑の土地生産性は水田より低く、人口を養うためには水田より広い面積が必要である。しかも、欧州、特にイギリスでは、早い段階に産業革命を迎え、18世紀までにはエンクロージャーによって農地の集積が進んだが、日本は明治維新から140年、戦後改革から60年しか経っておらず、欧州とは経済の発展段階、成熟度が異なっている。こうしたことがアジア諸国と欧州の経営規模の差となって現れている。

(5) 農業構造の展望と課題

以上、稲作の零細性が維持されてきた理由についてみてきたが、最後に今後の農業構造の見通しと課題について稲作を中心に考察する。

a 減少が見込まれる農家戸数

(a) 農家を取り巻く環境変化

さきに指摘した稲作の零細性が維持されてきた理由のいくつかは以下のように変化しており、今後、世代交代に伴って稲作農家戸数が減少していくことが予想される。

農家の若い世代は農地所有へのこだわりが少なくなっており、また農家の長男は家に残り農業を継ぐという「家意識」も薄れてきている。

米価が低迷しており、零細な農家は稲作からは十分な所得が得られなくなっている。

生産調整の方法が改革され、生産調整面積の配分が弾力的な仕組みになった。

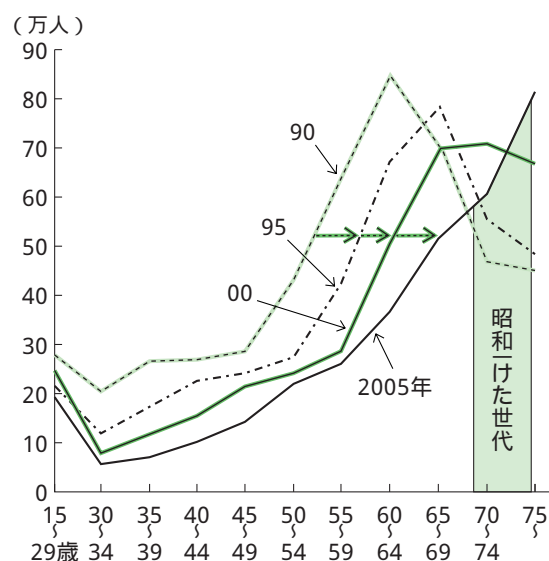
恒常的勤務先に勤めている農家世帯員は厚生年金に加入しており、国民年金のみの受給者が大半であった昭和一けた世代より年金収入が増えるため、低水準の所得しか得られない稲作は継続しない可能性がある。

(b) 農業従事者の高齢化と世代交代

農業従事者の高齢化が進行しており、戦後の日本農業を中心的に支えてきた「昭和一けた世代」のリタイアが今後本格化し(第1-3, 1-4図)、一方で新規就農者数が少ないため、農業就業人口、農業従事者の減少が加速することは確実である。

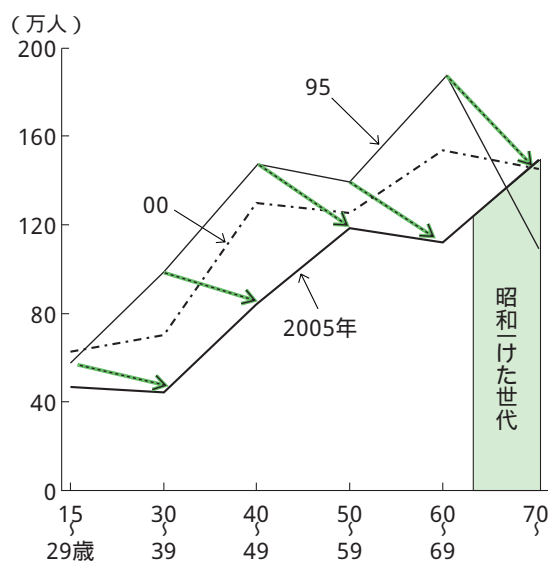
このことをもって日本農業の崩壊を指摘する論者もいるが、見方を変えれば、規模拡大を志向している農業者にとっては経営

第1-3図 農業就業人口の年齢構成



資料 農林水産省「農業センサス」
 (注) 農業従事日数のほうが他の仕事日数より多い世帯員(販売農家)。

第1-4図 農業従事者の年齢構成



資料 第1-3図に同じ
 (注) 年間に少しでも農業に従事した世帯員(販売農家)。

規模拡大の条件が整いつつあるということが出来る。

ただし、現在使用している農業機械が壊れない限り農家は稲作を続けるであろうし、今後「団塊の世代」(47~51生まれで現在55~59歳)が大量に退職する時期を迎え、このなかには定年後に農業を営む者もあると考えられるため、農家戸数が減少することは確実であるものの、激減することはないであろう。

(c) 農業機械の更新

今日の稲作では農業機械は不可欠になっているが、農業機械は高性能化、高馬力化し、価格も高くなっている。農家は、米価が低迷するなか近年農業機械の購入を控えており、現在所有している農業機械を長期間修理しながら使用し続けたり、中古機を購入している。そのため、農業機械の販売

台数は近年低迷しており、今後、農業機械の販売台数が増加に転ずることは考えにくい。そのため、農業機械を所有して自ら耕作・収穫を行うような稲作経営体（集落営農を含む）は、今後さらに減少していく見込みである。

(d) 経営所得安定対策の影響

07年度より、これまで品目別に行われてきた米、麦、大豆の制度を、経営を単位とした品目横断的なものに変える新しい経営所得安定対策が導入されることになった。この制度は、水田農業の構造改革を促進するため、加入者を4ha以上（北海道は10ha以上）の認定農業者と20ha以上の特定農業団体に限定している（ただし地域による条件緩和措置あり）。

新しい経営所得安定対策による助成は、外国との生産性格差是正のための対策と、収入の変動を緩和するための対策、の二つの部分に分かれており、麦、大豆についてはと の両方が適用される予定であるものの、米については、は国境措置と需給調整で価格を維持する方針であるため、のみが適用される。したがって、稲作については、この制度に加入しなくても稲作所得の水準自体にはそれほど大きな影響はないため、この制度の導入により一気に稲作の構造変化が起きるといったことはないのであるが、価格変動リスク

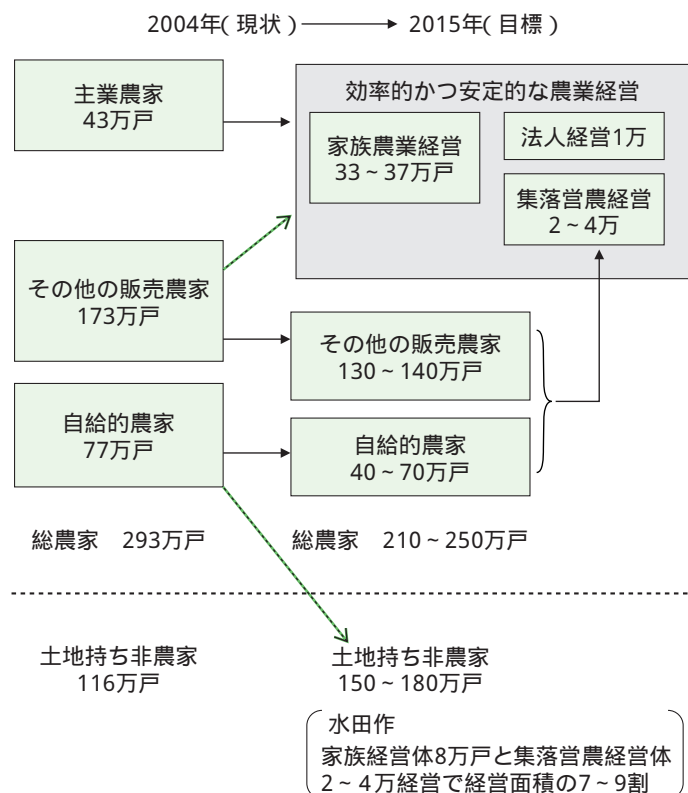
はあるため、農業機械の更新期到来と世代交代に伴って徐々に稲作農家戸数の減少が進むであろう。

b 農地集積と経営規模拡大の実現可能性

このように今後農家戸数のさらなる減少が見込まれ、政府はこうした状況に対応して農地の集積と経営規模の拡大を進めようとしているが、その結果、どのような農業構造が実現するであろうか。

農林水産省は新しい基本計画（05年策定）で「農業構造の展望」を示しており、そのなかで、水田農業では「効率的かつ安定的な農業経営」として8万戸の農家と集落営農経営2～4万を想定し、15年を目標に、

第1-5図 農業構造の展望



資料 「食料・農業・農村基本計画」資料(2005年)から筆者作成

これらの経営体に経営耕地（水田）の7～9割を集中させるとしている（第1-5図）。

しかし、04年において、稲作付面積3.0ha以上の農家は6.4万戸で、その稲作付面積の割合は24.5%であり、法人経営体（法人格を有しない団体を含む）の数は2,830で稲作付面積は2.2%に過ぎない。こうした現状を考えると、個別経営体への土地の集積は基本計画の構想通りに進むことは難しく、稲作においては零細な兼業農家が今後も多く残ることが予想される。

個別経営体の育成が困難視されるなかで集落営農に対する期待が高まっており、基本計画では10年間で集落営農を2～4万育成するとしているが、05年の集落営農の数は10,063で過去5年間で1.0%しか増加していないことを考えると、計画通りに育成するのは困難であり、ましてや法人化できる集落営農は限られるであろう。^(注1-4)

c 地域農業再編に果たす農協の役割

いずれにせよ、今後農家戸数が減少し農業構造が変化していくことは確実であり、農協は、今後予想される農家戸数の減少と農業構造の変化に的確に対応していく必要がある。新しい制度の導入により、「担い手」として経営所得安定対策の対象となった農家とその他の兼業農家との格差がより拡大していく見込みであり、農協は規模拡大を志向する農業経営体に対して金融対応、経営相談、税務相談を行い、こうした農業経営体との関係を強化していく必要がある。

一方、今後も多く残っていくと考えられる多数の零細な兼業農家を、集落営農や受託組織にどう組織化していくかも大きな課題である。さらに、農地は所有しているが既に他の農家に貸し自らは農業に従事していない「土地持ち非農家」が今後ますます増加することが予想されるが、これらの世帯と農協との関係をどう維持・強化していくかも大きな課題である。

農地の利用調整を行い、これらの世帯の利益になるような取組みを行うことによって農協に対する信頼度が増すであろうし、農協はそうした活動によって今後も地域社会における確固たる地位を確保していくことができるであろう。そして、地域のなかでこうした土地の利用調整や農業経営に対する総合的なサービスを行うことができるのは農協以外にはないであろう。

d 求められる価格・所得政策の充実

日本の農業は、土地の制約や労賃の高さのため比較劣位であることは否定できず、コスト削減にも限度がある。完全な貿易自由化によって生き残れるのは、鮮度によって差別化できる品目（野菜、牛乳等）やブランド化した一部の地域のみであり、今後も日本のなかで農業を維持しようとするのならば、国境措置と国内助成が不可欠である。

農業生産は気象変動の影響等により収量の変動が激しく、過剰になれば価格が暴落して農業経営の継続が困難になり、不足になれば価格が高騰して消費者が困窮する。

食料は生活に不可欠な物資であり、絶対的に不足すれば飢餓が発生する可能性があるし、食品は健康と直結しているため安全性が求められる。その意味で、農業・食料はエネルギーや水と同様に公共財としての側面をもっており、農業部門については公的部門の関与によって市場原理・自由貿易を修正する必要がある。

現在、WTOの場でその農業保護が問題になっており、価格支持、輸出補助金は貿易を歪めるものとして批判されているが、自由貿易や市場原理だけでは安定的な食料供給は実現できず、今後も農業・食料に関しては一定の保護、政府の介入が不可欠であることを主張していく必要がある。また、安定的な農業所得がなくては農家の規模拡大意欲は沸かず、農業構造の改革を進めるためにも価格・所得政策を充実すべきであろう。

(注1-4) 農林水産省は、新基本法を受けて、01年に「農業構造改革推進のための経営政策」を発表したが、かねてより農業政策における経営政策の必要性を主張してきた金沢夏樹は、この文

書について、国から農業者へのトップダウン的色彩が強く個別経営体の創意工夫を尊重していないと批判している。そして、農業者の自発的要求と発想、必要から生み出される知恵から農業経営体、集落営農は成長してくるとし、経営政策に当たっては農業者の自由裁量の余地を広げるべきだと主張している(『農業と農学の間』養賢堂、2002)。また、農政官僚であった大和田啓気は、その著書(『日本農業 再生の条件』日本経済新聞社、1977)で、協業経営の役割を評価しつつも、「(協業経営を)行政が指導し、特に補助金を誘い水にして無理に進めることは危険である」と指摘している。現在進められようとしている経営所得安定対策による構造改革も、「上からの農政」であるという性格は否めず、その手法についての反省・再検討が必要であろう。

<参考文献>

- ・暉峻衆三編(1996)『日本農業100年のあゆみ』有斐閣
- ・笹木昭(1991)『戦後農業構造の軌跡と展望』富民協会
- ・宇佐美繁・石井啓雄・河相一成(1989)『工業化社会の農地問題』農山漁村文化協会
- ・金沢夏樹(1982)『農業経営学講義』養賢堂
- ・金沢夏樹編(1985)『農業経営と政策(農業経営学講座10)』地球社
- ・高橋正郎(1987)『地域農業の組織革新』農山漁村文化協会
- ・梶井功編(1986)『農業改革の理論』農林統計協会
- ・清水徹朗(2004)「稲作農業の実態と今後の見通し」『農林金融』2月号
- ・清水徹朗(2005)『稲作経営の現状と経営政策の課題』『総研レポート』17No.1

2 農業構造問題と農協の役割

以下では、戦後の農業構造等に関する政策の流れとそれに対する農協系統の対応、そして農協の農業構造の改善への取組み等について検討してみたい。

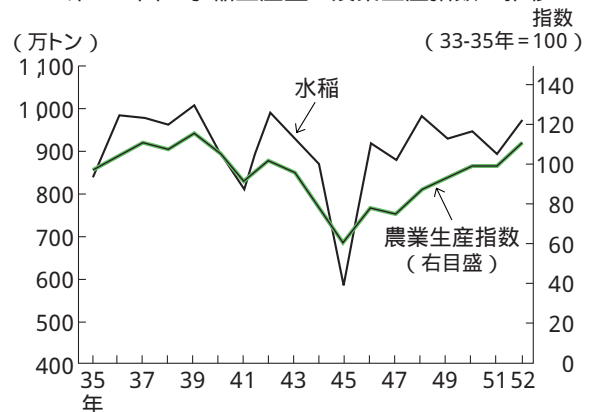
(1) 農協の設立と食糧難克服

まず、農協は農地改革により創出された多数の自作農による民主的組織の確立を目指して設立され、戦後の国内農業生産の回復・拡大の上で重要な役割を果たした。農協法は1947年に公布され、49年末で全国に約1万3千の総合農協が設立された。当時の組合員は約700万人（50年度末）、うち正組合員が約9割で農地改革によって多数出現した零細自作農がほとんどを占めた。

農地改革により創出された零細自作農が大多数を占める状況のもとで、農業生産力は急速に拡大していった。米についていえば、国際価格を下回る低米価水準や生産資材不足にかかわらず農家は単収増に努め、48年には戦前の37-39年の平均982万トンとほぼ同水準の979万トンにまで生産を回復させた。さらに、戦後経済の復興に伴って日本の農業生産全体の水準も急速に回復し、戦後7年を経た52年には戦前の37-39年の平均水準に達した（第2-1図）。

戦後の混乱期にあって、食糧難と資材不足という課題のなか、物資の偏在を避けるための統制経済が必要であったが、農協は公平な食糧供給を行う食糧の統制組織とし

第2-1図 水稲生産量と農業生産指数の推移



資料 農林水産省「作物統計」、農林水産省調べ

て、また大量に創出された零細自作農に対して生産資材の供給や販売物を供出する組織としての役割を担った。

日本が戦後の食糧難を克服したのは、米国の食糧援助とともに零細自作農の営農努力による食糧生産の急速な回復とそれら農家の組織化における農協の役割も大きかったのである。

(2) 高度成長、農業基本法農政と農協

(1955~70年)

a 農業基本法農政と農協

55年から日本の高度経済成長が始まったが、重化学工業中心に発展する日本経済は、日本農業にとって農工間の所得格差という新たな問題を生じさせた。また、戦前の生産水準を回復した日本農業は50年代後半よりさらに急ピッチでその生産を拡大させたが、高度成長に伴う消費者の所得増加は農産物の需要構造を大きく変化させつつあった。

こうした変化に対応し、61年に農業基本法が制定された。その柱は、生産政策と

して選択的拡大により畜産、野菜等の作物の増産を図ること、価格・流通政策として米を中心とする主要作物の価格安定と安定的流通を確保すること、構造政策で農地を流動化し経営規模の拡大と機械化により「自立経営農家」を育成することであった。さらにいえば、上記のうち構造政策は、規模拡大により余剰となった農業労働者を成長している他産業へ安価な労働力として供給することも目的の一つだったといえる。農業基本法の目的である構造政策の一環として、62年には、農業機械化のための農地の基盤整備、各種パイロット事業、ライスセンターの建設など大規模な第一次農業構造改善事業が始まり、農業基本法は、農産物の選択的拡大と、「自立経営農家」の育成、農業基盤整備により農業の生産性の向上を目指した。

それに対し、この時期の農協系統は、生産基盤の零細性の克服と、高度経済成長に伴う需要の変化に応じた畜産・青果等の農業生産の拡大等に組織を挙げて取り組んでいった。

まず、生産基盤の絶対的な脆弱性克服のために農業構造改善事業については積極的な受け皿組織としての役割を担い、一方で、農産物の需要構造の変化については、単なる個別農家による個別品目の規模拡大ではなく、地域の営農資源を組み合わせ地域全体で農業生産の拡大を目指す「営農団地の育成」を60年代か

ら実施していった。

この営農団地構想は、零細多数の自作農家が集落を構成し土地の流動化が難しいなかでの現実的な対応として、動かすことのできる資本と労働力を組み直して、過剰な投資、労働力不足を解消し、効率的な農業生産を図ろうとしたものである。それにより、生産コストの引下げ、流通コストの圧縮、高い付加価値の実現と農畜産物の生産販売一貫体制の確立を目指した。

営農団地構想は、60年の第8回全国農協大会で決議された「体質改善運動」の展開のなかで取り組まれ、61年には畜産団地、63年には稲作団地、64年には野菜団地の手引きが作成され、65年にはモデル団地の設定が決定された。64年11月の全国農業協同組合中央会（以下「全中」）の調査では10道府県の未報告を除き、農協が主導的役割を發揮し、推進しつつある営農団地は834に達した（第2-1表）。さらに同構想は、67年に全国農協大会で決議された「農業基本構想」（「日本農業の課題と対応」）において、農協系統組織の農業振興の基本戦略として位置付けられた。

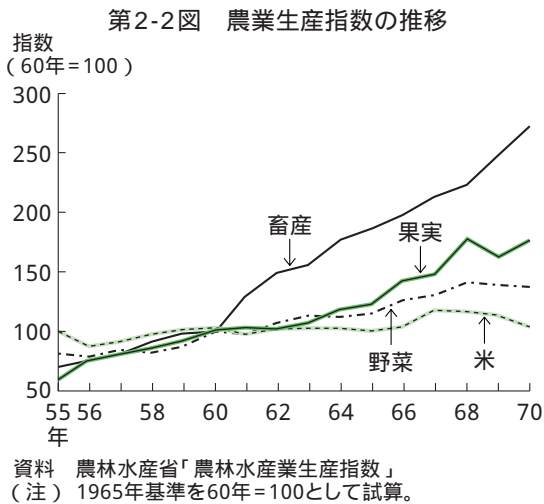
そして、各県ごとの農業環境の差異や営

第2-1表 営農団地造成状況(全国計)

団地数	畜産						養蚕	野菜	果樹	稲作	ビール麦	総合	計
	豚	鶏	酪農	肉用牛	プロイライ	混合							
64	79	24	25	15	28	1	143	46	390	8	11	834	

資料 全中『農業協同組合年鑑1966年版』

(注)1 10道県未報告。
2 1964年11月10日時点。



農団地造成に対する指導方針の違いはあったものの、第2次総合3ヵ年計画における76年度の営農団地整備目標数(74年9月時点)は、全国で広域営農団地が994、1農協1団地が2,102に上った。

こうした営農団地整備等の取組みもあり、野菜、果実、畜産部門については主産地形成等を通じ生産力が急速に拡大していった。70年初頭までに各作目の生産水準は著しく上昇し、基本法農政の目指した農業生産力の大幅な拡大は達成された(第2-2図)。

このように、農協系統は零細な農家構造を維持しようとしたのではなく、零細多数の自作農を構成員とする以上、その前提に立ってより協同組織としての強みを生かした効率的な農業の実現と、それによる農業所得の向上を目指したのである。日本の経済成長に伴い、国民の農産物需要の拡大とその多様化が進むなか、その需要増

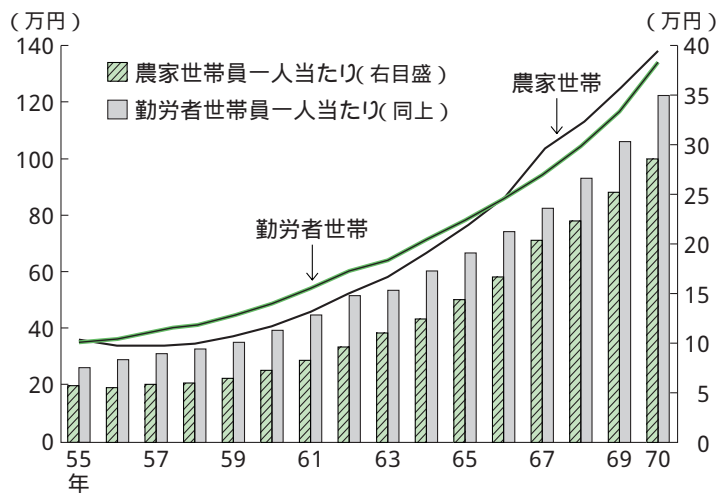
加に対応した新たな農産物の生産・販売体制を確立するという面で農協グループは大きな役割を果たしたといえよう。

b 兼業化による農家所得の上昇と農協

こうした基本法農政のもとでの構造改善事業や農協の営農団地の取組み等に見られる農業の組織化が農家の経営資本の効率的利用につながり、土地生産性、労働生産性は著しく向上し、余剰労働力が生まれた。この余剰労働力は、一部は畜産・園芸等労働集約型の施設型農業へ向かったほかは、農外就業に向かい、それにより農家の所得状況は明らかに好転した。第2-3図のように、1世帯当たり農家所得は、世帯員一人当たりでは依然格差があったものの、60年代半ばには勤労者世帯並みとなった。

農業基本法農政の大きな目的の一つであった他産業との所得格差の是正は世帯所得としてはある程度実現したのである。この

第2-3図 農家1世帯当たり所得と勤労者1世帯当たり実収入の推移



兼業化による所得向上については、農協が農産物の生産・流通・販売に関与し地域農業の効率化・組織化等により農業労働軽減を図った影響も大きいと言え、農家の営農活動の維持と（兼業収入を含む）所得向上による農村部の経済環境の改善・安定化に、農協は大きな役割を果たした。

（3）安定低成長下で地域の多様性の重視へ向かった農協（1970～85年）

a 生産調整開始と農業構造改善の取り組み
高度成長期も後半に入った60年代の半ばには、豊作と予想を超える需要減により、まず米の過剰が問題になり、70年からは生産調整が始まった。さらに安定成長期へ移行した70年代半ばには、畜産、果実等の過剰生産も問題になりはじめた。農業生産力の向上という基本法農政がある程度達成されたなかで、単なる生産力の向上ではなく、需要の変化に応じた供給体制の構築が求められるようになったのである。

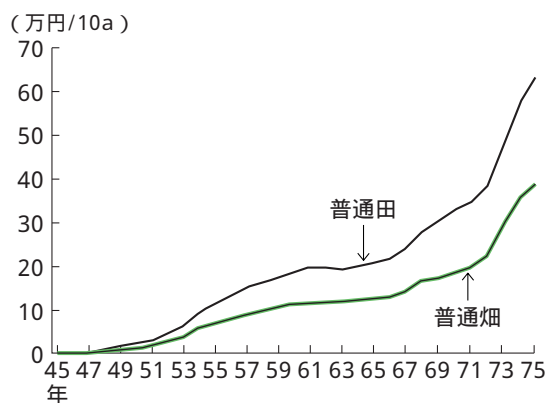
政府も米の過剰が深刻化した70年には「総合農政の推進について」を取りまとめ、そこでは米の生産調整の問題と離農対策への取り組みが取り上げられるなど、基本法農政にも一定の転換がみられた。

そうしたなかにあって、都府県の農地利用構造については、高度成長がもたらした農地価格の上昇（第2-4図）が売買による規模拡大を困難にし、また農地法にみられる流動化への制約、さらに水稻の小規模機械化体系が完成された影響もあり、規模拡大の動きは停滞することになる。

一方で、零細な常勤的兼業農家や高齢農家のなかには、営農継続が困難な組合員も増え、農地の出し手の増加に対応した受け皿組織の整備等、地域の農業資源を維持しつつ、いかに効率的な農業を実現するかが、農協が取り組むべき課題となった。農協の存立基盤である地域農業の維持・振興を図るためには農協も主体的に地域農業に関与していく必要がでてきたのである。

こうしたなかで、農協がかかわる農地の利用集積・効率的利用の動きに関しては、70年の農地法・農協法改正により農協の農業経営受託事業が創設され、また72年には農林省による農業機械銀行の実験事業が始まった。この農業機械銀行方式は、60年代半ばには既に愛知県や埼玉県で具体的な取り組みがみられたもので、行政の取り組みがそれを加速し、県の単独補助や農協の自主的運営も含め、70年代後半には全国で400か所の農業機械銀行方式での取り組みがみられるようになった。

第2-4図 戦後の農地価格の推移



資料（財）日本不動産研究所『田畑価格及び小作料調』

b 地域農業振興計画の策定への取組み

日本経済が高度成長から低成長期に入ったこの時期、日本農業も米生産調整の本格化など新たな段階に入り、農協系統ではそうした環境変化に応じて、地域の多様性に応じた農業振興のあり方を実現することに注力していった。

76年の第14回全国農協大会の「協同活動強化運動」では、それまで取り組んでいた営農団地の再点検と地域農業振興計画の構想が打ち出された。この時点での地域農業振興計画の構想には、地域の経営資源の組織的活用をより計画的に促進する地域複合経営の方向が意図されていたが、次回大会では、そういった枠組みにとらわれず、地域の特徴を踏まえた自主的・創造的な地域農業の方向を農協が目指すものとされた。

そして、79年の第15回全国農協大会では、「1980年代日本農業の課題と農協の対策」が決議され、地域農業振興計画の策定・実践が農協の対策の要として位置付けられた。さらに、82年の第16回全国農協大会決議「日本農業の展望と農協の農業振興方策」において、地域農業振興計画に農用地、農業労働力といった農業構造面での対策を明確に盛り込み、農用地利用計画の策定、地域営農集団の育成、生産コスト低減対策などを地域で計画し実践することとした。そのねらいは、米から他の土地利用型作物へ

の転換・定着を軸とする農業生産の再編成と、農業構造の変動に対応した集団的土地利用による農業再編を地域のまとまりのなかで実現することであった。これは、生産調整の定着化を踏まえ、農地の利用調整を農協が推進することなしに、地域農業の振興が困難になった状況を示している。

また、農協系統が地域営農集団の育成による農業構造の再編を打ち出したのは、地域内に多数の零細農家がいる以上、多数の農家が関係者となる分散錯圖の解消や生産調整・転作の実施において、集落単位の調整機能を活用することが、より自発性や調整機能を引き出し、かつ効果的だったためである。ここで地域から農業の再編成を行う（同時に農産物需給調整機能も担う）地域農業振興計画を全単協の任務としたことは、農業基本法農政に沿った全国的な農業生産力向上という方向から、地域の多様性を重視する方向へ修正が図られたことを意味している。地域農業振興計画の作成は、80年代後半には6割を超える農協が取り組むなどその取組みは急速に拡大した（第2-2表）。

第2-2表 地域農業振興計画の策定状況

(単位 %)

	78年 (3月)	80 (7)	81	84	87	90	93	96	99	02	05
策定農協数割合	14.6	30.2	40.0	58.8	62.1	57.5	51.6	47.9	49.9	76.9	77.6

資料 78年、80年は全中調べ(対象78年41県、80年全県)、81年以降は、全中「農協の活動に関する全国一斉調査」

(注)1 96年調査は「長期営農計画」策定農協の割合。

2 99年、02年、05年調査は農協の中長期計画に盛り込んでいる内容で「営農計画(地域農業振興計画等)」をあげた組合。

3 木原(2000)14頁より、データを追加した上でレイアウトを一部変更し転載。

c 農用地利用調整と農協

農協が構造問題に取り組む上で、制約となっていた制度上の問題も解消に向かっていく。80年には農用地利用増進法が制定され、89年には農用地利用増進法改正により農協による農用地利用調整の結果を農用地利用増進計画に反映させること、農協による農作業受委託のあっせん、受託者の組織化等が盛り込まれた。さらに同年、それまで運用面で県農業公社によりほぼ一元的に実施されてきた農地保有合理化促進事業が農協にも門戸が開かれ、農協が農地の利用調整に関与する手段が制度的にも順次拡充されてきた。

これらの制度変更に応じた取組みは90年代半ば以降から多数の農協が参加するようになり、現在では農地保有合理化促進事業による農地賃貸借事業は全農協の4割近くが実施している（第2-3表）。

なお、05年4月1日現在で農地保有合理化法人の指定を受けている農協は389あり、

同日時点の全農協数878の約4割強を占めている。

d 集落営農組織の育成への取組み

70年代後半から、既に農協系統全体の取組みとして、集落営農組織の育成が掲げられていた。これは、集落が持つ農作業や農地の調整機能を農業生産活動全体にひろげることで、個別農家の零細な土地所有構造や、高齢化や後継者不足による農地管理の低下を克服し、地域農業の維持・振興を図ろうとするものである。

79年に全中会長の諮問機関である総合審議会は「組合員の自発的協同を促進する組織運営のあり方」についての答申を行い、このなかで集落組織の育成に取り組むことの必要性が強調され、農協組織としての育成対策の基本方向が示された。さらに、前記82年全国農協大会決議では、地域農業再編について集落組織の活用の方向が明確に打ち出されている。同決議では、農協は土

第2-3表 農用地利用調整等の実施農協

(単位 農協, %)

	実施農協数						実施農協数割合						
	90年	93	96	99	02	05	90	93	96	99	02	05	
対象農協数	3 481	2 945	2 223	1 532	1 039	878	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
農地保有 合理化促 進事業	農地売買事業	-	-	-	128	102	113	-	-	-	8.4	9.8	12.9
	農地賃貸借事業	214	469	234	373	336	325	6.1	15.9	10.5	24.3	32.3	37.0
	信託等事業	-	-	116	50	-	-	-	-	5.2	3.3	-	-
	研修等事業	-	-	124	79	97	79	-	-	5.6	5.2	9.3	9.0
農地信託事業	247	238	125	75	83	30	7.1	8.1	5.6	4.9	8.0	3.4	
農業経営 受託事業	農協直営	200	109	85	67			5.7	3.7	3.8	4.4		
	あっせん	706	428	344	214	123	61	20.3	14.5	15.5	14.0	11.8	6.9
農作業 受託事業	農協直営	577	444	421	340	285	207	16.6	15.1	18.9	22.2	27.4	23.6
	あっせん	-	1,105	912	691	551	411	-	37.5	41.0	45.1	53.0	46.8

資料 全中「農協の活動に関する全国一斉調査」

(注) 農地保有合理化事業(賃貸借)について、90、93年は市町村基本構想記載農協を、96年以降は合理化法人として事業実施している農協を掲載。

第2-4表 地域営農集団の育成強化運動への取り組み

(単位 農協, %)

	農協数	取組実施農協	地域営農集団の主な取組内容						参考 率 20% 未 満 水 田 カ バ ー に よ る 地 域 営 農 集 団 に
			作付・栽培協定	ブシヨックローター	共同作業・機械共同	農作業受委託のあつせん	農用地利用権調整		
農協数	84年 4,190	1,355	360	175	625	130	62	…	
	87 4,058	1,440	292	350	647	117	34	…	
構成比	84 100.0	32.3	(26.9)	(13.0)	(47.1)	(10.0)	(4.8)	(71.4)	
	87 100.0	35.5	(20.3)	(24.3)	(44.9)	(8.1)	(2.4)	(58.5)	

資料 第2-3表に同じ

(注)1 1984年の回答割合は不明を除く。

2 木原(2000)12頁より、レイアウトを一部変更し転載。

3 構成比の()内は取組実施農協を100とした割合。

土地利用調整を軸としながら、労働力、農業機械・施設、副産物等の地域生産資源を地域単位に組織化し、その有効利用を進める推進力として地域営農集団の育成を打ち出した。その区域は「集団の区域は、水系または立地条件などにより、1ないし数集落の区域を目安」とし、集落が地域営農集団の基礎単位とされた。このように、農協は協同組合としての特徴を生かしつつ、地域に根ざした農業生産体制の構築に取り組む方向を強めていった(第2-4表)。

(4) ガット交渉等農業環境激変下での農協の対応(1985~2000年)

a 国際化・自由化へシフトする農政

80年代に入ると、様々な方面からの農業・農協批判が高まる。円高進行により加速した農産物価格の内外価格差の問題、地価高騰による都市農地批判等々である。85年のプラザ合意を背景に86年にはガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が開始され、農

産物自由化の圧力が強まるなか、86年にはコストダウン等による生産性の高い農業構造の確立と、それによる内外価格差の縮小を内容とする「21世紀へ向けての農政の基本方向」が農政審議会から発表される。

そして、80年代後半からは国内農業にとって大きな打撃となる事象が相次ぐ。87年に始まる政府米価の引下げ、88

年の牛肉・オレンジの自由化交渉妥結等である。こうした内外からの圧力を受け、国内の農業生産は不安定化し農産物価格の継続的な下落が続いた。さらに、バブル崩壊後の長期不況にも伴って農村における高齢化や後継者不足、地方と都市の地域間格差拡大等の問題もより深刻さを加える。

b 新政策と農協の農用地利用調整機能の強化

農協は、農業環境の大きな変化を受け、国際化と国内農業の生産性向上を強く意識せざるをえず、制度面が整備された80年代後半より農協は構造政策に本格的に取り組むとともに、農協が地域農業をマネジメントし、さらに大規模農家を含む多様な農業経営体の育成に取り組んでいく。

例えば、88年の第18回全国農協大会で決議された「21世紀を展望する農協の基本戦略」は、国際化に対応した日本農業の確立のために、「農業構造の再編と低コスト対

策」を重点課題の一つとして掲げた。そこでは、農協の農用地利用調整機能を積極的に展開することによって、全国の水田の3分の2以上を中核的な農家・集団を中心とした農協の農用地利用調整システムでカバーするよう総力をあげて取り組むとした。

さらに、農政側もこうした農業情勢の打開のために、92年に公表された「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）では、認定農業者制度の導入、法人化の推進、環境保全に資する農業の育成、中山間地域の振興などが主な柱となり、そこではこれまでの「農家」にかわる「経営体」概念を示した。

こうした新政策と、それに伴う「農業経営基盤強化促進法」（旧「農用地利用増進法」の改正）を受けて、利用権設定による大規模経営農家層への農地集積が進展していく。ただし、優良農地が多い地域では個別経営体の規模拡大による農地集積が進んだものの、中山間地域等条件不利地域ではそうした集積は難しく、「中山間地域では担い手の減少や労働力不足等を背景に、耕作放棄地の急増や、生産基盤そのものが失われる事態が現出」（木原（2000）14頁）したのである。

c 地域農場型営農づくりの取組み

農協は、農地の利用集積について大規模経営体への集積を進めるだけでは、地域の農業生産基盤を維持する上で不十分であるとの認識のもとに、多様な担い手の存在を包含した営農体制作りを目指していく。例

えば、条件不利地域においてはそもそも農地の集積の対象となる担い手の特定が難しいし、また、水利・除草等個別の圃場管理が必要な水稲作においては、兼業・自給的農家を取り込まなければ地域農業が維持できないためである。

94年の第20回JA全国大会決議では、地域の「多様な農業者の共生」を実現するために、土地利用型農業における中核的担い手はもとより、兼業的・自給的経営も食料生産の担い手として積極的に位置付けた。そして、中核的担い手を営農受託集団として法人化を進め、兼業的・自給的経営は1ないし数集落単位に農用地利用管理組織として、それらの地域の農業諸資源を一つの農場のなかで利用するような「地域農場型営農づくり」を打ち出し、そのために農協は「地域農業の経営マネジメント戦略」を展開するとしたのである。また、営農受託集団の法人化について農協は、農地保有合理化法人の資格を取得し、農用地利用調整に取り組むことで、経営耕地の集団化をはかり支援するとし、農協が農地利用調整に主体的に取り組む方針が示されている。

この取組みは97年第21回JA全国大会でも、「地域農場システムづくりと多様な担い手の育成・確保」として、明確化・特定化された中核的担い手とともに、自給的・副業的農家を多様な担い手と位置付け、進められている。同大会ではさらに、「地域農業マネジメント機能の充実」を図るため、「地域農業の担い手として、JA出資の農業法人等の設立を進める」として、農地

第2-5表 農協出資の農業法人がある農協数

	02年		05		
	農協数	割合	農協数	割合	法人数
合 計	1 039	100.0	878	100.0	224
農業生産法人への出資がある農協	98	9.4	111	12.6	159
うち有限会社	75	7.2	-	-	-
農事組合法人	35	3.4	-	-	-
農業生産法人以外の農業法人への出資がある農協	36	3.5	50	5.7	65

資料 第2-3表と同じ

利用調整だけでなく、農地利用そのものに農協が主体的に取り組む方針も打ち出されている。

地域農業の後継者不足が深刻化するなか、こうした出資法人を持つ農協は05年時点で全国の1割を超え、さらに、複数の法人を持つ農協もでてきており、本格的な取り組みとなっている（第2-5表）。

このように、90年代に入って、農協は地域の農地所有世帯すべてを包含したかたちでの営農体制の構築を積極的に目指してきた。農協が協同組合組織である以上、自給的・副業的農家であってもそれら農家を地域農業から切り離すことはありえないが、中核となる担い手育成の上も、それら多様な担い手の存在と協力が必要であり、その調整機能を農協は担おうとしてきたのである。

(5) 農業構造変化に主体的対応が

求められる農協（2000年～）

- a ウルグアイラウンド合意後の国内農業と新基本法の制定

80年代後半からの農業への逆風が続くな

か、農協は90年代前半には既に構造変化を通じての土地利用型農業の競争力強化を図ることに、本格的に取り組む姿勢を示していた。しかし、90年代前半より農業を取り巻く情勢は大きく変化する。93年にはガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が合意に達し、95年にはミニマムア

クセス米の輸入が開始される。そして、同年には食糧法（食糧管理法）の廃止とともに、新食糧法が施行され、さらに98年には米の関税化が決定される。こうした動きのなかで、米価格は大幅に下落し、米農家の経営も大きく悪化したこと等の影響により農地の利用集積による構造変化の動きも停滞することになる。

そして、99年には「農業基本法」に代わり、新たに「食料・農業・農村基本法」（新基本法）が制定される。農業の発展と農工間の格差解消を目指した旧基本法に代わり、新基本法は食料の安定供給の確保、農業・農村の多面的機能の重視、農業の持続的発展、生産ならびに生活空間としての農村の振興、とくに条件不利地域への支援策等が政策目標の柱として盛り込まれた。そして、00年には供給熱量ベースでの食料自給率5割以上を目指すなどとした「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定される。

また、02年には米政策の大転換となる米政策改革大綱が制定され、農業者・農業団体が主役となる米需給調整システムの導入が決定した。さらに、05年には担い手に施

策を集中する経営所得安定対策等大綱が決定されるなど、農政は、めまぐるしく変化していく。

b 担い手の育成支援への農協の取組み

00年に決定された「食料・農業・農村基本計画」の議論のなかで、農協としても、農業生産基盤の維持を図るためには、担い手への農地の利用集積をさらに進める必要があるとの認識が高まっていく。00年の第22回JA全国大会でも、農業の持つ多様な機能を発揮するためには担い手の育成・支援が急務の課題であり、地域農業の将来を支える担い手（大規模農家、農業生産法人、集落営農等）を明確にし、その育成のための支援を強力に進めるとした。

さらに、米政策改革大綱のもとで、担い手要件を満たし、より多数の農家が参加できる集落営農組織の育成に農協は積極的に取り組むことになった。例えば、03年第23回JA全国大会では、こうした改革に伴い、「担い手の明確化と農地の利用集積等の目標設定」が必要になったため、農協も地域の合意を基本に、地域実態に応じた具体的な担い手を明確化し利用集積の実現を図っていくとした。そして、担い手への農地利用集積をさらに進める必要があり、マッピングシステムや農地保有合理化促進事業の活用をするとし、担い手の法人化については、集落営農の育成についても段階的な法人化に取り組む、また大規模経営体の法人化への支援、そして、担い手不足地域における農協自らの法人設立にも取り組むとし

ている。

このように70年代後半から取組みがみられた農協系統が主導するかたちでの集落営農組織育成等地域農業の組織化の取組みは、ここにきて急ピッチに進んでいる。それは政策対応という面も確かにあるが、地域農業の中核となってきた昭和一けた世代の農業リタイアが予想されるなか、そうしなければ地域農業が維持できないという危機感が大きく影響している。

(6) 農協の果たしてきた役割と今後の展望

以上みてきたように、戦後多数の零細自作農を構成員として設立された農協は、農業構造面においては、基本的に個別経営体の規模拡大ではなく、個別経営体の組織化で農業生産の効率化に対応してきた。その結果、農家は余剰労働力を農外所得の獲得の場に振り向け、農家世帯としての所得は大幅に増加し、世帯でみるかぎり農工間の所得格差は解消した。

ただし、個別経営体の組織化に取り組んだとはいえ、都府県の土地利用型農業においては農業構造の変化は緩やかだった。これは都府県においては、地価の高騰が売買による規模拡大の大きな制約要因になるとともに、農地法上の問題もあり賃借による農地の流動化も進まなかったことが背景にある。そうしたなかで、農協が、基本的に地域における農家の組織化・集団化の方向で経営効率の向上に取り組んだのは、零細な農地の集積が難しいなかでの現実的な対

応であった。

一方、畜産、野菜、果実等の部門については、主産地形成等により大量流通・大量消費が中心だった高度成長期まではおおむね順調に需要構造の変化に対応した生産力の拡大が進んだ。これら作目の畜産、野菜、果実等営農団地の組織化にあたって農協が果たした役割は積極的に評価されるべきである。さらに、それらの取組みが基礎になった産地ではその後構造変化がさらに進み、とくに畜産部門については、現段階で経営体当たりの経営規模はヨーロッパ並みに拡大しており、経営構造は一定のレベルに達したといっていよう。

また、個々の農業構造が零細でも農業生産の組織化によって生産力そのものは過剰問題が発生するほどの向上を実現したことも、食糧難を前提にとられた戦後農政の出発点からいえば評価されるべきであろう。

なお、農協が組合員のために運営される以上、組合員の多数が営農の継続を望めばそれを支援することは自然な流れであり、その前提のもとに、地域全体での農業生産効率の向上を図り、組合員の経済状況の向上を図ることは、それが協同組合としての農協の存在目的である以上当然である。さらに、そうした広範な地域の農業生産力を維持する上で、折々の社会経済状況の変化に対応して、農業生産活動だけでなく、生活活動全般において農協が果たした役割も評価されるべきであろう。

一方、規模拡大を指向する個別経営体の育成についても、農協は70年代にはすでに

農地の流動化に積極的に取り組む方針を打ち出しており、系統としてかなり早い段階から重視してきた。しかしながら当時はまだ農協が農地流動化の主体となる上での手段が未整備であり、農協が農地の利用調整に取り組むための制度上の整備は80年代末までなかった。そして、90年代以降は農協自身も、地域農場システムにみられるように、零細な土地所有者を農協が農地利用調整を図ることで組織化し農地集積を図るとともに、一方で、大規模経営を指向する経営体を中核的な担い手としてとらえ、その育成について法人化を含め支援する方向を明確に打ち出してきた。

しかし、制度上の整備がなされ、そして農協の方向性も打ち出され取組体制が整った90年代に入っても、農地の流動化は徐々にしか進まなかった。これは一つには土地利用型農業とくに稲作において多数を占める昭和一けた世代の農業就業者が小型機械化体系に対応した世代であり、自分で農業機械を持ち耕作を行う志向が強かったことが背景にある。また、90年代には米価の大幅な下落、米政策の度重なる変更が生じ、受け手側における構造変化への取組み姿勢が停滞したことも要因として挙げられよう。昭和一けた世代を中心とする小規模農家な農業者を地域農業のなかでいかに位置付け、かつ地域農業全体の効率化に取り組んでいくか、そして、それにより構成員である農業者の所得の維持向上をいかに図っていくかが、90年代以降の農協の大きな課題であったといえよう。

ただし、先に、みたように、昭和一けた世代の一部は既に後期高齢者層に移行し、今後急速に農業からリタイアしていく。また、次世代のうち零細な農地所有者は明らかに農地の出し手となるため、農協はこうした組合員の構造変化に応じて積極的に自身のもつ農地利用調整機能を発揮していかなければならないだろう。

その意味で、農協が現在進めている水田農業ビジョンや経営安定対策にかかる集落営農組織の育成は、政策上の契機があったにせよ、地域農業を維持していく上で不可欠な取組みであり、地域農業の組織化を主導してきた農協の真価が問われることになる。

<参考文献>

- ・阿部信彦編（2000）『金融・経済・農林水産業・系統団体の姿』協同セミナー
- ・梶井功・高橋正郎編著（1983）『集团的農用地利用 新しい土地利用秩序を目指して 』筑波書房

- ・梶井功編著（1988）『農業改革の理論』農林統計協会
- ・木原久（2000）「地域農業再編と農協の役割 集落営農組織育成の今日的意味」『農林金融』5月号
- ・協同組合経営研究所・農業協同組合制度史編纂委員会（1996,97）『新・農業協同組合制度史』1～3巻
- ・近藤博彦（2001）『農協の農業戦略』全国協同出版
- ・全国農業協同組合中央会『農業協同組合年鑑』各年版
- ・武内哲夫・太田原高昭（1986）『食糧・農業問題全集7 明日の農協』農山漁村文化協会
- ・永田恵十郎・波多野忠雄編著（1995）『土地利用型農業の再構築と農協』農山漁村文化協会
- ・日本村落研究学会編（2001）『日本農業・農村の史的展開と農政』農山漁村文化協会
- ・日本農業機械化協会（1978）『農業機械銀行』
- ・農林行政を考える会編著（1998）『21世紀日本農政の課題 - 日本農業の現段階と新基本法 - 』農林統計協会

（JAプロジェクトチーム）

<執筆者>

- はじめに 常務取締役 越智正也
- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 主任研究員 | 清水徹朗 |
| 2 | 主任研究員 | 内田多喜生 |

